

## 地方自治体によるオオクチバス等の規制など

### 地方自治体での条例等によるオオクチバス等への規制（平成21年3月時点）

自治体	条例名	詳細	種指定制度	指定実績	規制等の対象		
					分類群	被害のおそれ	
三重県	三重県自然環境保全条例	(特定外来魚の増殖の抑制)	26条第1項	三重県自然環境保全条例施行規則第二十七条	条例第26条第1項の規則で定める魚類は、ブラックバス(オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚をいう。)及びブルーギルとする。	魚類	—
滋賀県	滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例	(外来魚の再放流の禁止)	条例第18号	滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例施行規則第8条	条例第18条の規則で定める魚類は、ブルーギル、オオクチバスおよびコクチバスとする。	—	—
佐賀県	佐賀県環境の保全と創造に関する条例	(移入規制種の移入等の禁止) (販売者の責務)	第66条 第67条	佐賀県告示第五百三十六号	第六十五条で知事は、地域を定めて移入規制種を指定することができる。32種類	動植物	生態系
島根県 出雲市	平田市在来生態系保護条例(暫定例規)	(特定外来魚に係わる責務) (特定外来魚の駆除)	第8条 第9条	—	第2条(5)で特定外来魚をオオクチバス、コクチバスその他オオクチバス属の魚類及びブルーギルとする。	動植物	生態系
鹿児島県 薩摩川内市	薩摩川内市間牟田池自然公園施設条例	(外来魚の再放流の禁止)	第23条	—	外来魚(特定外来生物による生態系等に係わる被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)第2条第1項に規定する特定外来生物のうち魚類の分類群に属するものをいう。)	魚類	—

### 漁場管理委員会によるブラックバス等の再放流・生体での持ち出しの禁止の指示

地方自治体	指示年月	期間	再放流(リリース)禁止	生体での持ち出し禁止	区域
岩手県	平成13年3月	1年間(平成13年3月1日～平成14年2月28日)	A、B、C	A、B、C	区域限定(第5種共同漁業権漁場)
	平成14年2月	1年間(平成14年3月1日～平成15年2月28日) 平成18年度まで毎年更新	A、B、C	A、B、C	区域限定(第6種共同漁業権漁場+北上川(四十四田ダム橋から宮城県境))
	平成19年2月	2年間(平成19年4月1日～平成21年3月31日)	A、B、C	A、B、C	県下全域
宮城県	平成16年3月	3年間(平成16年5月1日～平成19年3月31日) 以下3年ごとに更新	A、B、C	—	県下全域
	平成19年2月15日	平成19年4月1日から平成22年3月31日まで	A、B、C	—	県下全域
秋田県	平成15年3月	3年間(平成15年4月1日～平成18年3月31日)	A、B、C	A、B、C	県下全域
	平成18年3月	1年間(平成18年4月1日～平成19年3月31日)	A、B、C	—	県下全域
栃木県	平成20年4月1日	1年間(平成20年4月1日～平成21年3月31日)	A、B、C	—	県下全域
	平成16年1月	10年間(平成16年1月6日～平成25年12月31日)	A、B、C	—	県下全域
群馬県	平成14年7月	2年間(平成14年8月1日～平成16年3月31日) 以下2年ごとに更新	B	B	県下全域
	平成18年2月	2年間(平成18年4月1日～平成20年3月31日)	B	—	県下全域
	平成20年4月1日	平成22年3月31日まで	B	—	県下全域
埼玉県	平成12年10月	2年間(平成12年10月10日～平成14年3月31日) 以下2年毎に更新	B	B	区域限定(荒川、入間川、越辺川、H13から有間川、H14から神流川追加)
	平成18年2月	2年間(平成18年4月1日～平成20年3月31日)	B	—	区域限定(荒川、入間川、越辺川、有間川、神流川)
	平成20年3月21日	2年間(平成20年4月1日～平成22年3月31日)	B	—	荒川、入間川、越辺川、有間川及び神流川
神奈川県	平成15年12月	1年間(平成16年2月1日～平成17年1月31日) 以下毎年更新	A※、B、C	A、B、C	区域限定(※芦ノ湖を除く)
新潟県	平成11年12月	無期限	A、B、C	—	県下全域
	平成9年7月	無期限	B	B	県下全域
	平成15年6月	無期限	—	A、C	県下全域
山梨県	平成16年4月	1年間(平成16年4月1日～平成17年3月31日) 平成17年度まで毎年更新	A※、C	—	区域限定(※山中湖、河口湖、西湖を除く)
	平成18年3月	約8年間(平成18年4月1日～平成25年12月31日)	A※、C	—	区域限定(※山中湖、河口湖、西湖を除く)
長野県	平成13年1月	3年間(平成13年3月1日～平成15年12月31日)	—	A、B、C	県下全域
	平成15年12月	無期限(平成16年1月1日～)	—	A、B、C	県下全域
	平成20年3月21日	平成20年6月1日以降 (野尻湖、木崎湖にあっては平成20年12月1日以降)	A、B、C	—	県下全域
鳥取県	平成19年9月21日	1年間(平成19年11月1日～平成20年10月31日)	A、B、C	—	県内の公共の用に供する水面及びこれと連続して一体をなす水面
	平成20年10月28日	1年間(平成20年11月1日～平成21年10月31日)	A、B、C	—	県内の公共の用に供する水面及びこれと連続して一体をなす水面
広島県	平成20年3月21日	1年間(平成20年3月26日～平成21年3月25日)	A、B、C	—	区域限定

A: オオクチバス、B: コクチバス、C: ブルーギル

出典：平成20年度外来生物問題調査検討業務報告書別冊(2009.3.環境省自然環境局野生生物課)

## 池干し駆除実施のためのチェックリスト

作業の流れ	確認項目および対応事項			掲載頁	
池干し駆除を実施したい	□所有者の確認	□公有か	□自治体へ	P.11	
		□私有か	□個人宅へ		
所有者・管理者への説明と協議	□同意は得られたか	□得られた	□池干し実施	P.11	
		□得られない	□池干し不可		
	□公共水面の有無	□公有	□特別採捕許可申請	P.11	
		□私有	□念のため申請の有無を確認		
日程の決定	□実施可能な時期など確認したか			P.11	
	□水抜きには何日くらい要するか				
駆除道具の準備	□道具は準備可能か			P.12	
	□排水出来ない場合ポンプを準備				
在来魚等の保護	□希少種の有無	□希少種有	□捕獲して保護	P.12	
		□希少種無	□必要に応じて在来魚の捕獲・保護		
流出防止対策	□流出防止網は設置したか		□ブルーギル生息の場合は網の目を細かく	P.16	
池の水抜き	□排水施設が使用可能か		□可能	□斜樋・底樋から排水	P.18
			□不可	□ポンプによる排水	
排水による駆除	□作業人員の確保できたか			P.22	
	□役割分担は決めたか				
	□オオクチバス等は持ち出されていないか			P.25	
	□在来魚等の移送先は確保したか			P.26	
	□流出防止網は破損していないか				
池干し	□オオクチバス等は残存していないか □水たまりなど残っていないか	□残っている		□駆除	P.27
		□残っていない		□貯水	

## 特別採捕許可申請書類の記入例

### 特別採捕許可申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県知事 池干 一郎 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇〇〇〇  
氏 名 〇〇地域の自然を守る会 ※団体・個人可  
代表 小魚 太郎 印

下記により特別採捕の許可を受けたいので、申請します。

#### 記

#### 1 目 的

ブラックバスが侵入・繁殖したため池の生態系を復元するため池干しによるバス駆除と魚類生息調査を実施する。

#### 2 適用除外の許可を必要とする事項

- 〇〇県内水面漁業調整規則第〇〇条第〇項（禁止期間）
- 〇〇県内水面漁業調整規則第〇〇条第〇項（全長制限）
- 〇〇県内水面漁業調整規則第〇〇条（漁具漁法の制限及び禁止）

※各都道府県の規則を確認して記載

#### 3 使用する船舶

- (1) 船名 ゴムボート（手こぎ式） ※使用しない場合は「使用なし」と記載
- (2) 漁船登録番号 ※ゴムボート（手こぎ式）の場合、以下は空欄
- (3) 総トン数
- (4) 推進機関の種類及び馬力数

#### 4 採捕する水産動植物の種類及び数量（種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量）

名称：生息する全魚種（オオクチバス、コイ科、ハゼ科等）

数量：合計 100kg

※植物は採捕しないのであれば記載の必要なし

※ため池に生息する希少な在来魚を再放流する場合は、その旨を記載

#### 5 採捕の期間

平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日

※排水前の作業（在来魚・希少種等の捕獲移送）や排水後の作業など  
余裕をもって記載

#### 6 採捕の区域

〇〇市〇〇町内ため池 〇箇所

※位置図を添付

## 7 使用漁具及び漁法

漁具：地曳網、夕モ網、サデ網、カゴ網

漁法：各漁具を使用した漁法

※各漁具の構造図やサイズ等を記載した資料を以下のように添付  
 ※外来魚の流出防止対策用網等も、流出防止措置を講じたとの証拠  
 にもなるので、漁具に含めて記載したほうがよい



〔地曳網〕

目合：〇mm

袖網長：〇m 袋網長：〇m

丈長：〇m



〔夕モ網〕

目合：〇～〇mm

口径：〇〇cm



〔サデ網〕

目合：〇mm

口径：〇〇～〇〇cm



〔カゴ網〕

目合：〇mm (メッシュ地)

口径：〇cm

## 8 採捕に従事する者の住所及び氏名

小魚 太郎 : 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇〇

溜池 次郎 : 〇〇県〇〇町〇〇地割〇〇〇〇〇

地曳 花子 : 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇〇

※多人数の場合は、「別紙名簿のとおり」と記載し、別紙を添付する

## <参考・引用文献>

- ・オオクチバス等に係る防除の指針（環境省・水産庁;2005.6)
- ・ブラックバス駆除マニュアル ～伊豆沼方式オオクチバス駆除の実際～  
（環境省東北地方環境事務所,(財)宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団;2006.3)
- ・ブラックバス・ブルーギルが在来生物群集及び生態系に与える影響と対策  
（環境省自然環境局野生生物課;2004.7)
- ・川と湖沼の侵略者ブラックバスーその生物学と生態系への影響  
〔日本魚類学会自然保護委員会(編)〕(丸山隆;2002)
- ・ブラックバスを北海道が一掃宣言．魚と水(45-2)：1-5.(工藤智,木村環;2002)
- ・平成 18 年度伊豆沼・内沼流域ため池のオオクチバス等駆除及び生息状況調査事業報告書  
（環境省東北地方環境事務所,(財)宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団;2007.3)
- ・平成 19 年度伊豆沼・内沼流域ため池のオオクチバス等駆除及び生息状況調査事業報告書  
（環境省東北地方環境事務所,三国屋建設コンサルタント(株);2008.3)
- ・侵入直後のオオクチバス *Micropterus salmoides* が短期間のうちに溜め池の生物群集に及ぼした  
影響. 伊豆沼・内沼研究報告 3：81-90. (藤本泰文,星美幸,神宮字寛;2009)
- ・平成 20 年度外来生物問題調査検討業務報告書別冊 (環境省自然環境局野生生物課;2009.3)
- ・ブラックバス駆除マニュアル(福島県;2005.3)
- ・ブラックバスを退治するーシナイモツゴ郷の会からのメッセージー  
（細谷和海,高橋清孝 編;2006.11)
- ・田園の魚をとりもどせ!! (高橋清孝 編著;2009.1)
- ・環境省 自然環境局 野生生物課 外来生物対策室ホームページ

## <マニュアル作成検討会>

- 第1回検討会 平成21年12月12日
- 第2回検討会 平成22年1月23日

## <検討委員>

- 池田 洋二 (阿武隈生物研究会 会長)
- 斎藤 憲治 (独立行政法人 水産総合研究センター 中央水産研究所 主任研究員)
- 進東 健太郎 (財団法人 宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団 研究員)
- (座長) 高橋 清孝 (NPO法人 シナイモツゴ郷の会 副理事長)
- 藤本 泰文 (財団法人 宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団 博士研究員)
- 藤原 健 (宮城県水産技術総合センター内水面水産試験場 上席主任研究員)
- 三塚 牧夫 (ナマズのがっこう 事務局長)

## <駆除事業協力団体等>

- 阿武隈生物研究会
- NPO 法人シナイモツゴ郷の会
- 栗原市
- 栗原市照越水利組合
- 栗原市八沢水利組合
- (財)宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団
- ナマズのがっこう
- 新田北部土地改良区
- バス・バスターズ
- 宮城県水産技術総合センター内水面水産試験場

## <写真提供>

- 池田 洋二 氏
- 久保田 龍二 氏
- (財)宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団
- 斎藤 祐介 氏
- 三塚 牧夫 氏

※五十音順



## あとがき

この「池干しによるオオクチバス等駆除マニュアル」は、当所にとって、「ブラックバス駆除マニュアル～伊豆沼方式オオクチバス駆除の実際～」発行以来4年ぶりのブラックバス駆除に関わるマニュアルの作成となりました。

この間、地元NPO、市民ボランティア、漁協、有識者、地元行政機関の協力を得ながら、オオクチバス等の根絶と生態系の復元を目指して、防除技術の確立・改良、普及広報など多面的に防除事業を展開してきました。

本マニュアルは、オオクチバス等の駆除の実践と効果の検証を繰り返す中で作成したものです。とりわけ、検討委員として参加していただいた専門家の方々には、事業全般にわたりご助言・ご協力を頂いたことに、深く感謝を申し上げます

本マニュアルがブラックバスの駆除作業を効果的かつ安全に行い、生態系等の保全を目指す皆様の活動の一助になれば幸いです。

平成 22 年 3 月  
環境省東北地方環境事務所



---

## 池干しによるオオクチバス等駆除マニュアル

---

平成22(2010)年3月 発行

**発 行** 環境省 東北地方環境事務所  
〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-2-23  
仙台第二合同庁舎 6階  
TEL : 022-722-2876 (野生生物課 直通)  
FAX : 022-722-2872  
URL : <http://tohoku.env.go.jp/>

**事業請負者** 三国屋建設コンサルタント株式会社  
〒983-0014 宮城県仙台市宮城野区高砂2-2-2  
TEL : 022-259-3928  
FAX : 022-259-5171

---



